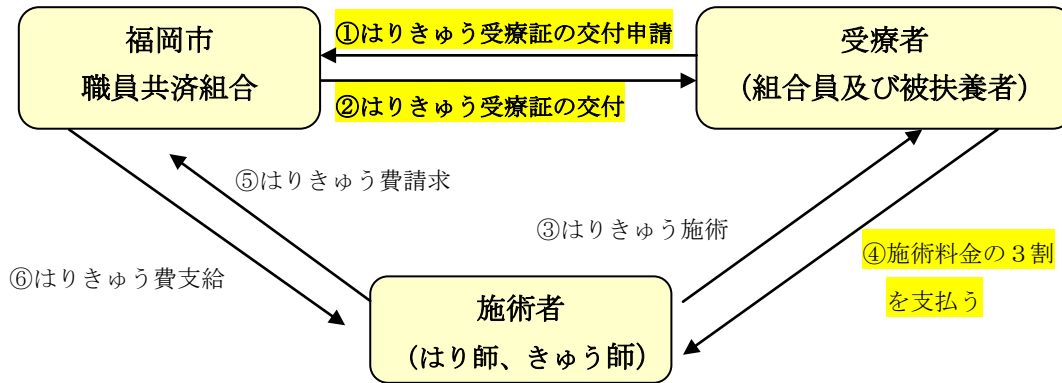


はりきゅう費助成事業を開始します！

組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成する「はりきゅう費助成事業」を平成26年7月から始めます。

※ 健康保険の療養費の対象となるはりきゅうの施術は、はりきゅう費助成の対象にはなりません。

《助成の流れ》



《施術を受けるには》

指定のはりきゅう施術所で、「はりきゅう受療証」と「組合員証（又は被扶養者証）」を提示して施術を受けてください。施術後、「はりきゅう費支給申請書」に署名し、施術料金の3割を施術者へお支払いください。

（※当組合指定の施術所は、随時 HP に掲載予定です。）

《施術回数》

一人につき 一日1回、一月10回まで

《施術料金》

地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費の対象となるはりきゅうの施術料金の算定基準に準じます。

H26.4月現在の基準

(1)初検料

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 | 1,610円 |
| ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 | 1,660円 |

(2)施術料

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 | 1回につき | 1,270円 |
| ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 | 1回につき | 1,510円 |

※ 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算。

《事業開始年月》

平成26年7月1日

はりきゅうの施術を受けるには

[1]療養費の対象となる場合(健康保険の適用)

慢性病であって、医学的な見地から、はり師、きゅう師の施術を受けることを
医師が認めた場合、はり師、きゅう師の施術が療養費の対象となります。



「慢性病」とは？

- ・神経痛
- ・頸腕症候群
- ・五十肩
- ・リウマチ
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症 等

※これまで、福岡県鍼灸マッサージ師会に加入しているはり師・きゅう師から施術を受けた場合、医師の同意書が不要でしたが、今後、療養費の対象となる施術を受ける場合は必ず医師の同意書が必要となります。また、施術料金については、自己負担分を施術者に支払うこととなっていました。今後は、一旦全額を支払い、後日、共済組合に療養費を請求することとなります。(原則、償還払い)

～施術の流れ～

- ① 医師の同意を受ける。
- ② 組合員証を提示し、施術を受ける。
- ③ 施術料金を支払い、後日、共済組合に療養費を請求する。
(原則、償還払い)

《 注意事項 》

- ・月の回数制限無く、利用することができます。
(ただし、施術が長期間にわたる場合は、定期的に医師の同意が必要となります。)
- ・同一疾患について、医療機関でも治療を受けている場合は、鍼灸院で組合員証を使用することは出来ません。

[2]療養費の対象とならない場合(はりきゅう費助成の対象)

組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成します。

s

～施術の流れ～

- ① はりきゅう受療証の交付を申請する。
- ② 受療証と組合員証を持って、施術を受ける。
- ③ 施術料金の自己負担分(3割)を施術者に支払う。

《 注意事項 》

- ・ 当組合指定の施術所に限ります。
対象の施術所一覧は、福岡市職員共済組合 HP に掲載致します。(随時更新)
- ・ 回数は一日1回、一月に10回までとなります。